

教育委員に鳳至氏と帯川氏、教育長職務代理者に神氏

任期満了に伴い、教育委員に鳳至英俊氏（再任）、帯川圭太氏（再任）が就任しました。任期は平成31年3月31日～令和5年3月30日です。また、4月1日に行われた教育委員会4月臨時会において、教育長職務代理者に神元勝氏が就任しました。期間は1年間（令和2年3月30日まで）です。



鳳至
英俊
教育委員



帯川
圭太
教育委員



神元
勝
教育長職務代理者

【問い合わせ先】教育総務課 電話42-1201

行政相談をご利用ください

総務省より、平成31年4月1日付けで、行政相談委員5人（再任）が委嘱を受けました。任期は2年間です。市民の皆さんが毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあつたとき、もっとも身近な相談相手になるのが行政相談委員です。相談内容については秘密を厳守しますので、お気軽にご利用ください。 ※行政相談の日程等については、広報つがるに掲載されます（今月号は16ページ）。



【木造地区】
片山 徳明 氏



【森田地区】
佐藤 朋子 氏



【柏地区】
木村 光雄 氏



【稲垣地区】
佐々木 富雄 氏



【車力地区】
鎌田 常芳 氏

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111(内線266)

訂正とお詫び

広報つがる4月号（No.208）9ページ

「集団健診」の日程等に、健診内容の誤りがありました。正しくは以下のとおりです。ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びするとともに、訂正させていただきます。

【問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111(内線307)

(誤)	月 日	特定 健診	胃・大腸・肺 前立腺がん	乳 がん	子宮頸 がん	会 場
	5月28日 火	●	●		●	牛潟公民館
	6月10日 月	●	●		●	稲垣交流センター
	10月8日 火	●	●		●	市民健康づくり センター
	11月11日 月	●	●		●	

(正)	月 日	特定 健診	胃・大腸・肺 前立腺がん	乳 がん	子宮頸 がん	会 場
	5月28日 火	●	●	●		牛潟公民館
	6月10日 月	●	●	●		稲垣交流センター
	10月8日 火	●	●	●		市民健康づくり センター
	11月11日 月	●	●	●		

高齢者肺炎球菌予防接種 指定医療機関の変更事項

広報つがる4月号（No.208）16ページに掲載した「31年度個別・高齢者肺炎球菌・風しん抗体検査等予防接種指定医療機関一覧」のうち、「No.15 櫛引クリニック」は予約が必要ないという表記でしたが、都合により予約が必要となりましたので、同院で接種を希望する方は、必ず事前予約をしてください。

櫛引クリニック 電話33-1155

◆子育て・若年夫婦世帯移住応援事業 ～市に移住する子育て・若年夫婦世帯を応援します～

市への移住を応援するため、定住する意思を持って市に転入し、市内の民間賃貸住宅に入居した世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

対象世帯（次の全てを満たす世帯）

- ①申請日において、転入した日から1年以内の子育て・若年夫婦世帯
子育て世帯：義務教育修了前の子とその親の世帯
若年夫婦世帯：夫婦いずれも申請時に満40歳未満の世帯
- ②転入日前3年以内に居住したことがない世帯
- ③他の公的制度による補助等を受けていない世帯
- ④同居する全員が税等を滞納していない世帯
- ⑤自治会に加入（加入予定）している世帯
- ⑥5年以上市内に定住する意思のある世帯

対象住宅

市内の民間賃貸住宅で、賃貸借契約の締結者が夫婦のいずれかであること

補助内容 ※実質家賃額の1/2(千円未満切り捨て)
※賃借料(駐車場使用料などを除く)
から住宅手当を差し引いた額
月額上限：子育て世帯 30,000円
若年夫婦世帯 15,000円

対象期間 最長60月
(年度を前期・後期に分けて年2回支払)

◆新婚生活応援事業 ～新婚生活を応援します～

新婚生活を応援するため、定住する意思を持って市内の民間賃貸住宅に入居した新婚夫婦世帯に対し、その家賃の一部を補助します。

対象世帯（次の全てを満たす世帯）

- ①申請日において、婚姻の届け出の日から1年以内の夫婦で、夫婦いずれも届け出時に40歳未満の世帯
- ②子育て・若年夫婦世帯移住応援事業の対象でない世帯
- ③他の公的制度による補助等を受けていない世帯
- ④同居する全員が税等を滞納していない世帯
- ⑤自治会に加入（加入予定）している世帯
- ⑥5年以上市内に定住する意思のある世帯

対象住宅

市内の民間賃貸住宅で、賃貸借契約の締結者が夫婦のいずれかであること

補助内容 実質家賃額の1/2(千円未満切り捨て)
月額上限：15,000円

対象期間 最長60月
(年度を前期・後期に分けて年2回支払)

申込方法 いずれの事業も、申請は随時受け付けしています。申請書に必要書類を添付して直接提出（持参）してください。予算の範囲内で受け付けします。申請書などは、市ホームページまたは地域創生対策室の窓口から取得できます。

【問い合わせ先】 地域創生対策室 電話42-2111(内線362)

「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を知っていますか？

●ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を配付しています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたら、電車、バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



●ヘルプカードとは

障害のある方が困ったときに助けを求めるためのものです。「手助けが必要な人」と「手助けができる人」を結ぶカードです。障害のある方から「ヘルプカード」の提示がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。

※ヘルプカードには個人情報が多く含まれますので、取り扱いには十分注意してください。



配付対象 身体障害、知的障害、発達障害のある方など（手帳の有無は問いません）

配付場所 福祉課（⑦窓口）

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111(内線241)